

# 障害者支援施設あじさい園 視察研修報告

看取りやターミナルケアを可能とするために

2014年8月14日(木)

秋田県知的障害者福祉協会

# あじさい園観察参加者

| No. | 施設名            | 参加者氏名  | 職名        |
|-----|----------------|--------|-----------|
| 1   |                | 桜田 星宏  | 施設長       |
| 2   | 虹のいえ           | 飯坂 淳子  | 主任生活支援員   |
| 3   |                | 佐々木 理沙 | 生活支援員     |
| 4   | 後三年鴻声の里        | 菅尾 修   | 施設長       |
| 5   | 軽井沢福祉園         | 三沢 萬寿夫 | サービス管理責任者 |
| 6   |                | 富山 浩介  | 生活支援員     |
| 7   | 花輪ふくしま会障害者センター | 高橋 道人  | 生活支援員     |
| 8   |                | 黒沢 多貴子 | 生活支援員     |
| 9   | サンワーカ六郷        | 石川 悅郎  | 施設長       |
| 10  |                | 斎藤 愛理良 | 管理者       |
| 11  | 秋田県社会福祉協議会     | 須藤 秀明  | 主事        |

# あじさい園日程等概要

- 日 程：平成26年8月14日(木)  
8月13日(水)、15日(金)は移動日
- 参 加 者：6事業所11名
- 観 察 先：障害者支援施設 あじさい園  
〒781-5232  
高知県高知市春野町秋山2801-15  
TEL 088-894-2828 FAX 088-894-5555
- 宿 泊 先：高知パレスホテル  
〒780-0843 高知県高知市甘代町1-18

# 障害者支援施設 藤井ささい園の概要

・開所年：平成24年4月1日

・定 員：52名

・職員数：30名（医師（嘱託） 厨房職員（業務委託）

・床面積：1471.7m<sup>2</sup>

・目的：生涯にわたり安心して過ごすことができるグレードの高い生活環境を提供いたします。



・併設事業：短期入所事業（指定事業）  
高知市日中一時支援事業  
在宅支援事業（法人事業）

・活動種目：いきがい活動

・施設長：井上朋子

# 生活介護事業所 第二あじさい園概要

・開所年月日 平成24年4月1日

・定員 20名

・職員数 8名（医師は嘱託 厨房職員

・床面積 537.57m<sup>2</sup>

・設置目的  
個々のニーズに応えられる日中生活支援

・活動種目 生産活動

・施設長 岩城 雅人



# 生活介護事業所 こばと作業所概要

・開所年月日 平成24年4月1日

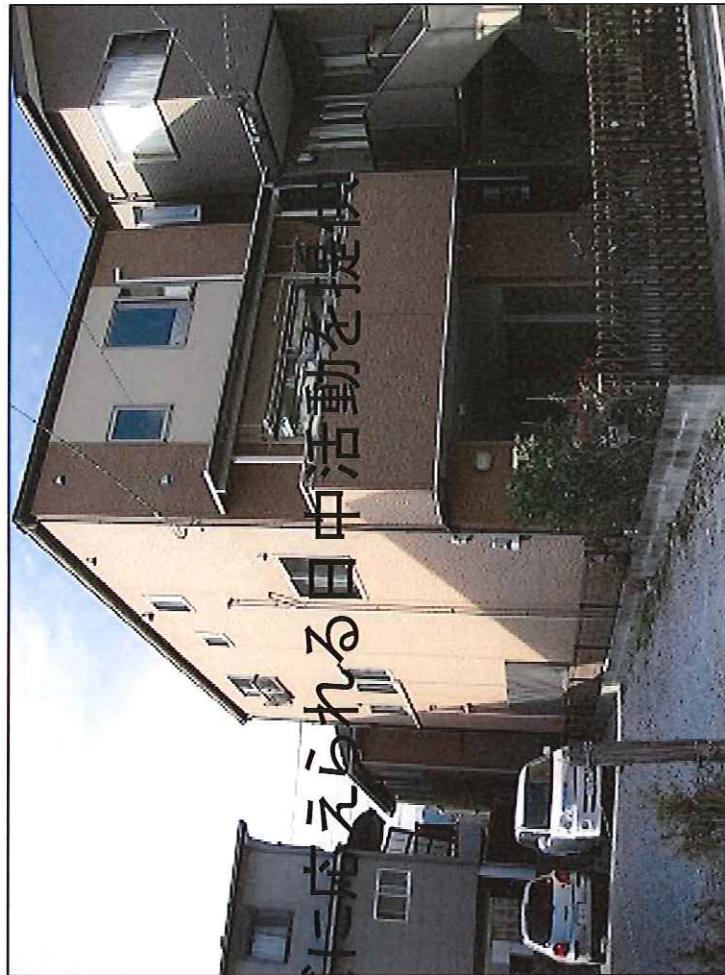
・定員 20名

・床面積  $537.57\text{m}^2$

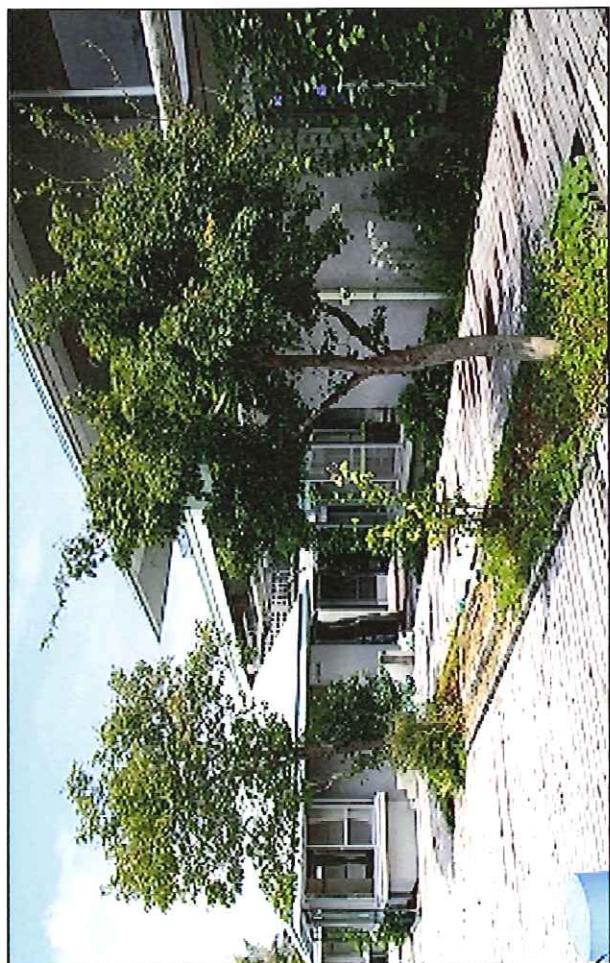
・設置目的 個々のニーズを元に活動を実施いたします。

・活動種目 生産活動

・施設長 岩城 雅人



## 障害者支援施設あじさい園 第二 あじさい園概要（日法通所授産施設）

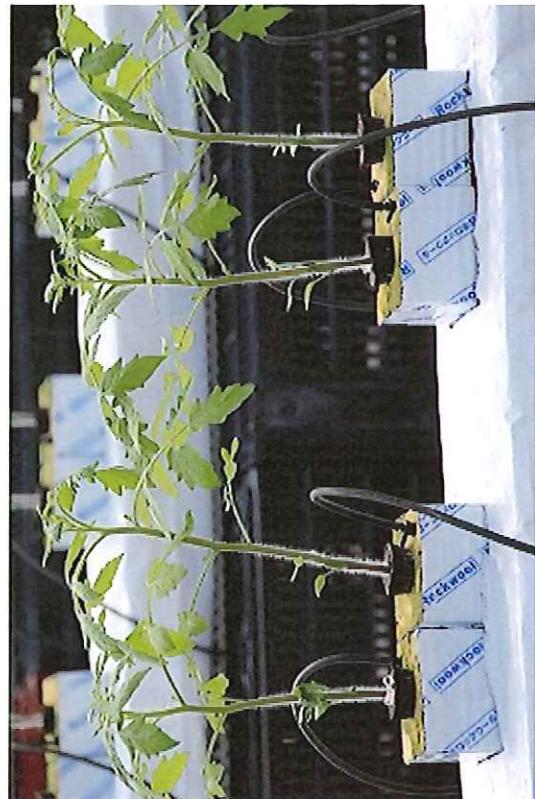
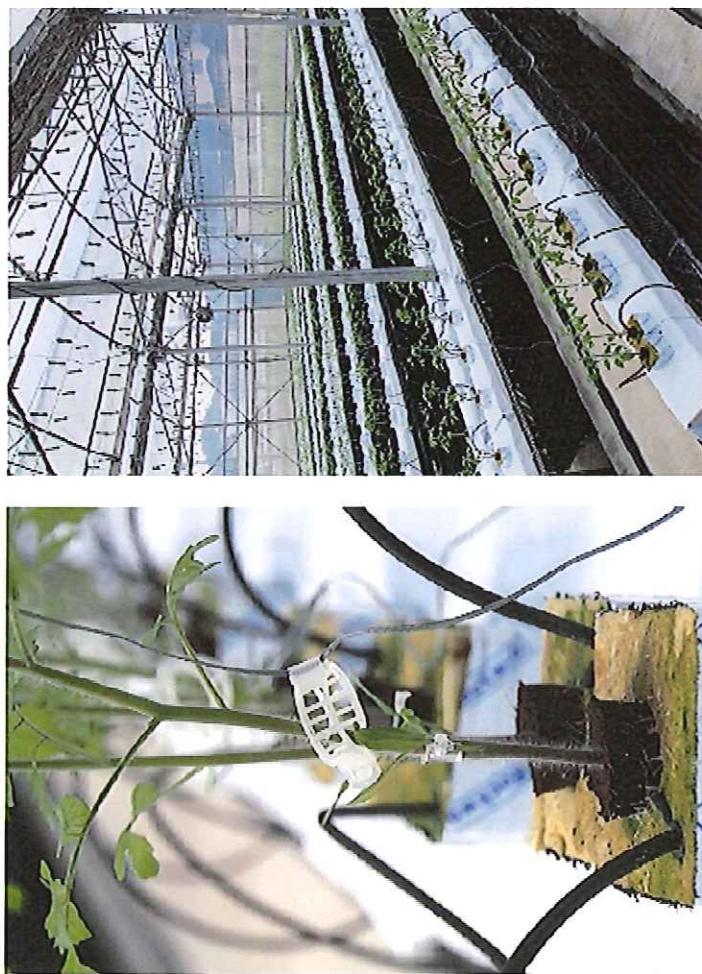


あじさい園の中庭風景

## 第二あじさい園(旧法通所授産施設)生産活動(生活介護)

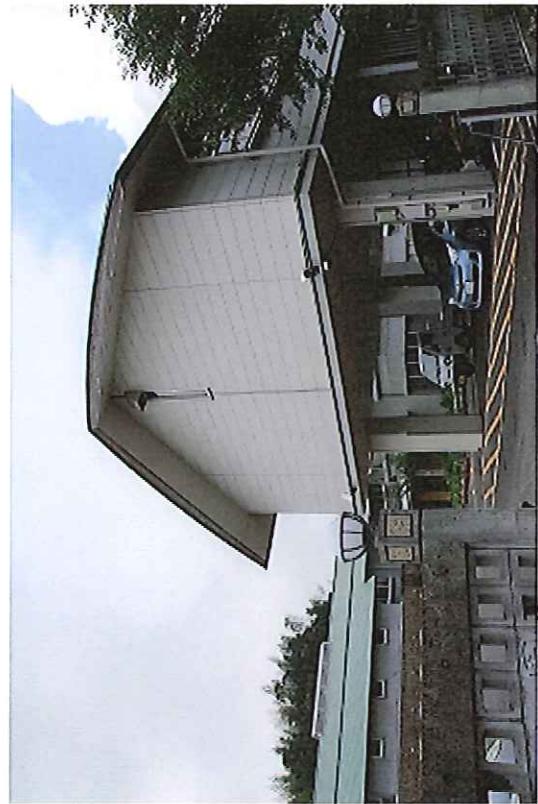
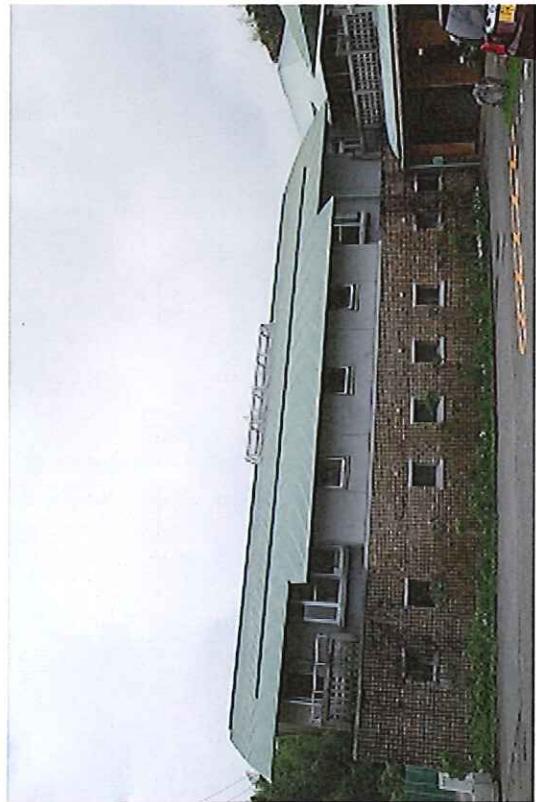


## 第二あじさい園(旧法通所授産施設) 生産活動(生活介護)



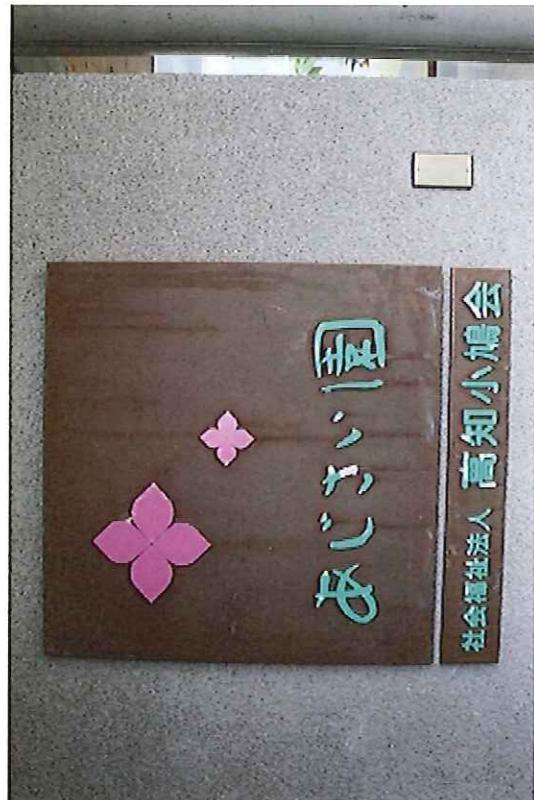
あじさい園近くには巨大なハウスが数棟あり、ミニトマトやブルーベリーなどの生産が行われていた。ハウスは専用のものであり温度管理などが自動化されている。旧法通所授産であるが、現在は生活介護事業の中の生産活動としている。

## 障害者支援施設あじさい園（外観）



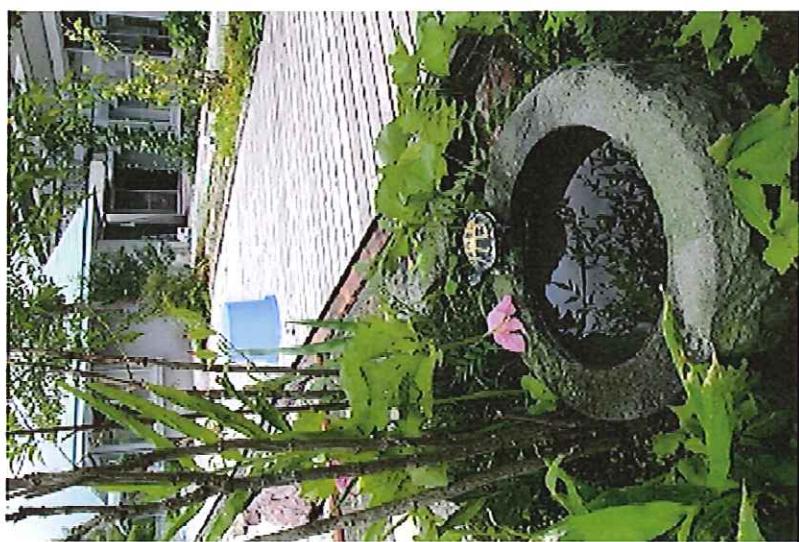
障害者支援施設あじさい園の正面。  
(上左右)入り口には多目的体育館があり(左)、施設の正面がどなりに見えてくる。  
一見して施設ではなく、家庭をイメージしたつくりこなっているのが印象的である。

## 障害者支援施設あじさい園（玄関から渡り廊下）



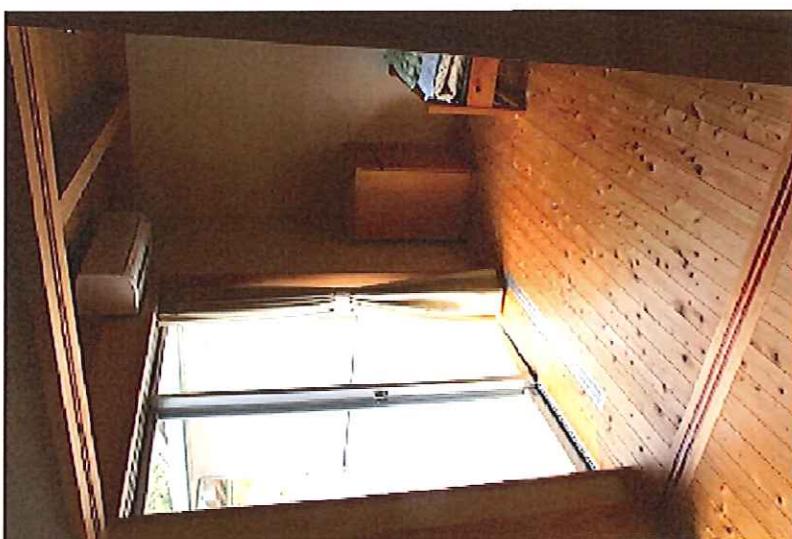
正面には丸いガラスと花が生かされており、電話ボックスなどが配置されている。廊下はどこにも渡り廊下で移動できる。開放的な印象である。

## 障害者支援施設あじさい園（施設）



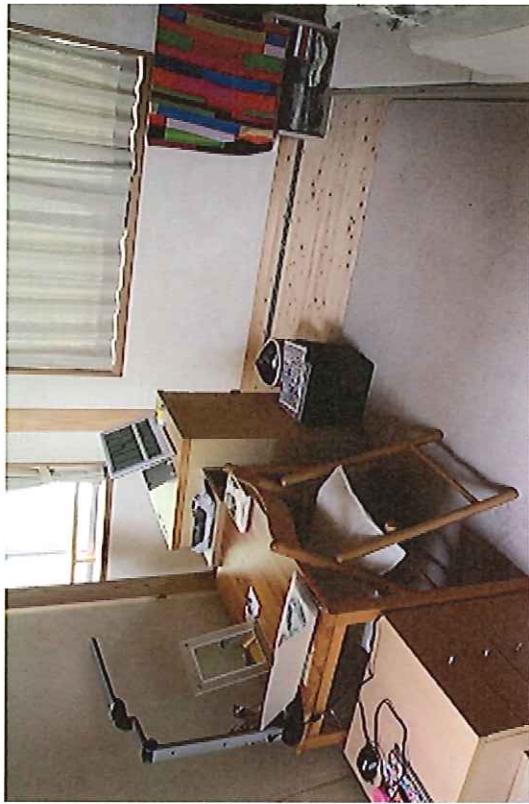
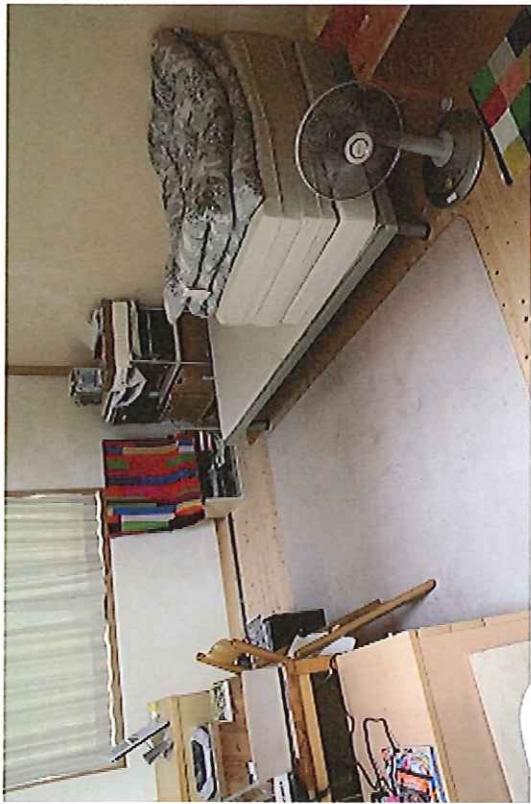
渡り廊下付近にはぶんだんにこ植物や木々が植えられており、施設内を散策しているにも関わらず、公園を歩いているような錯覚を受ける。内履きで移動して歩けるため、大変心地よい。

## 障害者支援施設あじさい園(木造2階建て構造)



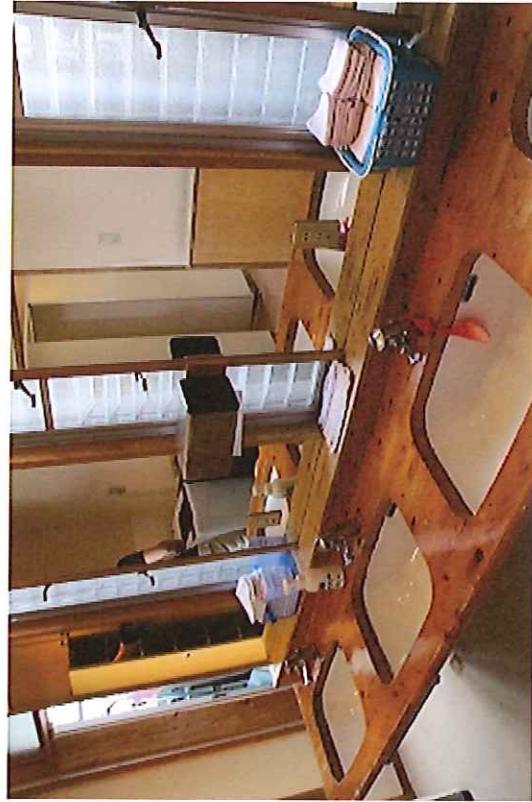
施設は木造2階建てで、太陽光が入るように工夫されている。居室は1居室2人となるべく、実際には部屋の中央に引き戸があり、必要に応じて個室として活用できる。右は井上朋子施設長

## 障害者支援施設あじさい園(居住環境)



居住空間は広くゆったりしている。隣との部屋は引き戸で2人部屋的にもあるし、引き戸を占めることで、個室にも使える。各部屋にはエアコンが整備されており快適に過ごすことができる。木造であることから、木のぬくもりを感じることができます。

## 障害者支援施設あじさい園（居住環境：居室以外）



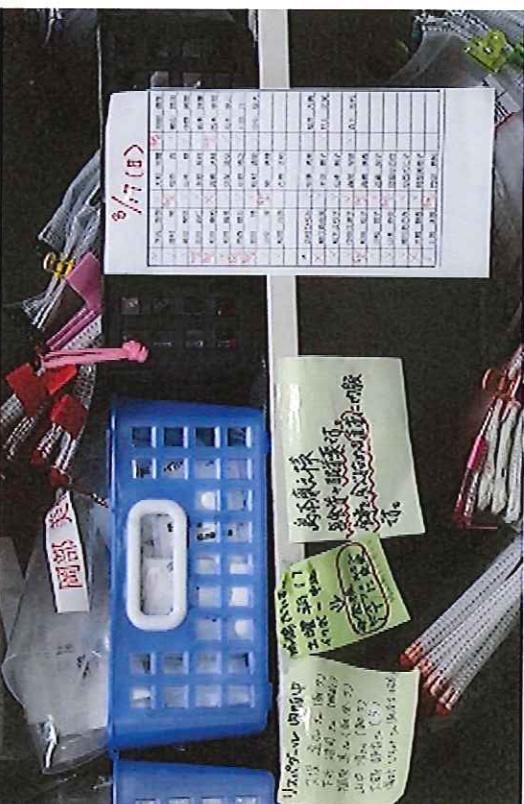
施設内の廊下には電灯が配  
置され、施設内を赤く照らすこ  
とで温か味のある雰囲気が感  
じられる。窓もふんだんに使用  
されしかも大きな面積であり、  
コーナーをうまく活用している。

# 障害者支援施設あじさい園（医療関係と内服管理）

看護師は4名配置されており、さらに3名の増員を計画している。いずれは看護師7名体制をめざしている。看護師業務は基本的に支援員と同様の業務を行なながら看護業務を行っている。(夜勤業務シフトにも入っている) 内服管理は提携している薬局が一括して管理している。通院した際にはその医療機関からファックスで処方箋が提携先の薬局に送られる。薬局ではトレイに入れられた内服をあじさい園まで配達してくれるシステムになっている。



# 障害者支援施設あじさい園(内服管理の状況)



看護師は薬局から管理された内服を確認し、ミスがないかどうかを再確認して管理している。

## 障害者支援施設あじさい園(特浴と身障・一般トイレ)



トイレと浴槽は特浴と一般浴がうまく組み合わされており、浴槽とトイレが同じ空間に配置されている。このことにより排泄時の身体的汚れにもすぐに対応できるようになっている。また、感染症等で隔離が必要になつても居室が隣りにあることで、安心して療養できる。

## 障害者支援施設あじさい園（その他環境）

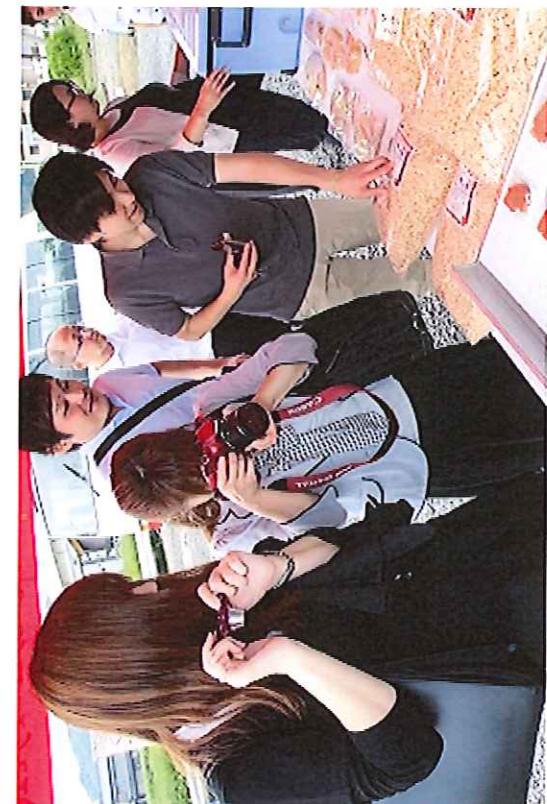


2階にはコーナーに大きな窓が配置され、屋根は太陽光パネルで自家発電システムが機能している。各居室には指紋認証の鍵が設置されている。

# 障害者支援施設あじさい園(食堂等)



## 障害者支援施設あじさい園（研修参加者）



# 障害者支援施設あじさい園(ターミナルケアに向けた)

## 1. 配置医師

配置医師はなくして、嘱託医は顧問料として支払っている。訪問診療(往診)の体制で死亡診断書を出していただぐ。外来で受診ができない方を対象に訪問医療をしている。ターミナルケアを行うには、配置医師を無くしたことで訪問診療が可能になってきた。また「みだりに診療」の該当にもならず、薬局において内服の一括管理も可能になった。

## 2. ターミナルケアとスタッフ体制

看護師体制は現在4名となるが、夜間管理等を考えると、あと3名が必要になる。特別養護老人ホームでもターミナルケアはなかなか困難である。介護福祉士等の床の吸引が可能となつても、施設で亡くなられた際の死亡診断書を書いていただけることを想定すると、訪問診療での体制が必要となつくる。夜勤業務ではスタッフへの心身的な負担が増してきていることから、夜勤業務1回に対し 6,000円を支給している。月に5回程度であるため、夜勤手当は通常月で30,000円となっている。

## 3. 終の住処として

脱施設委員会があり、施設らしくないものを排除していくことを検討している。たとえば食事時間やタイムスケジュールなどをあまり細かく規定していない。あえて日課表をなくしている。病院に入院してただ天井を見ている利用者を、ターミナルケアをしてでも施設に戻してあげたいという想いがスタートであった。終の住処としての施設づくりのスタートとなった。

## 4. 親亡き後の安心感

法人は保護者が中心となって設立された。施設のつくり・構造は保護者の想いが実現されるよう、きめ細かい配慮が随所にみられる。親亡き後でも、安心して我が家を支援・介護してもらえる体制づくり)。

## 障害者支援施設あじさい園（施設の役割・理念の共有）

### 4. 障害者支援施設として看取りを行うための条件

- (1) 夜間を含めた複数看護体制の構築
- (2) 訪問診療の確保（配置医師の廃止）
- (3) 介護福祉士等の痰の吸引と介護技術・知識の習得
- (4) ターミナルケアが可能なハード面（居室、風呂、トイレ等）の整備
- (5) 終の住処としての障害者支援施設であることを認識する。  
(スタッフと理念の共有をすること)